

ID: 19

担当部署: 産業観光課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	郡家駅コミュニティ施設条例 第11条		
例 規 番 号	平成26年条例第14号		
【根拠条文】			
(利用許可の取消し等)			
第11条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第7条第1項の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、町及び指定管理者は、その責を負わない。			
(1) この条例の規定に違反したとき。			
(2) この条例の規定に基づく許可の目的又は条件に違反したとき。			
(3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。			
(4) その他コミュニティ施設の管理上支障があると認めるとき。			
【基準】			
根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。			
(公の施設の利用における措置)			
第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日